

最高裁判所 (第三小法廷) 平成●●年 (〇〇) 第●●号 各更正決定等処分取消請求上告事件
国側当事者・国 (新潟税務署長・新潟税務署長事務承継者三条税務署長)

平成26年6月10日棄却・確定

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成25年5月30日判決、本資料263号-102・順号12226)

(第一審・新潟地方裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成●●年 (〇〇) 第●●号、平成24年10月29日判決、本資料262号-234・順号12084)

決 定

別紙当事者目録記載のとおり

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 上告費用は上告人らの負担とする。

第2 理由

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

平成26年6月10日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 大谷 剛彦

裁判官 岡部 喜代子

裁判官 大橋 正春

裁判官 木内 道祥

裁判官 山崎 敏充

当事者目録

上告人	合資会社A
同代表者代表社員	甲
上告人	有限会社B
同代表者取締役	甲
上告人	株式会社C
同代表者代表取締役	乙
上告人	株式会社E
同代表者代表取締役	乙
上告人	有限会社F
同代表者取締役	乙
上告人	有限会社G
同代表者取締役	甲
上告人	有限会社H
同代表者取締役	甲
上告人	株式会社I
同代表者代表取締役	乙
上告人	有限会社D
同代表者取締役	乙
上記9名訴訟代理人弁護士	鈴木 勝紀 ほか
被上告人	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
同指定代理人	岡部 博昭